

学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第六五号)(先議)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、盲学校、聾学校及び養護学校の区分を廃止し、特別支援学校とすること。
- 二、特別支援学校においては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、小学校、中学校又は高等学校等に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とすること。
- 三、特別支援学校においては、右の者に対する教育のうち、当該学校が行うものを明示するとともに、在籍する児童生徒等に対する教育を行うほか、小学校、中学校又は高等学校等の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒等の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。
- 四、小学校、中学校、高等学校等においては、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒等に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。
- 五、盲学校教諭免許状、聾学校教諭免許状及び養護学校教諭免許状を特別支援学校教諭免許状とすること。

六、特別支援学校教諭免許状の授与に当たっては、授与を受けようとする者の科目の修得状況等に応じて、

一又は二以上の特別支援教育領域を定めて授与するものとし、大学において修得することを必要とする最低単位数を定めるほか、所要の経過措置を設けること。

七、特別支援学校の創設及び特殊教育を特別支援教育に改めることに伴い、関係法律について、所要の規定の整備を行うこと。

八、この法律は、平成十九年四月一日から施行すること。